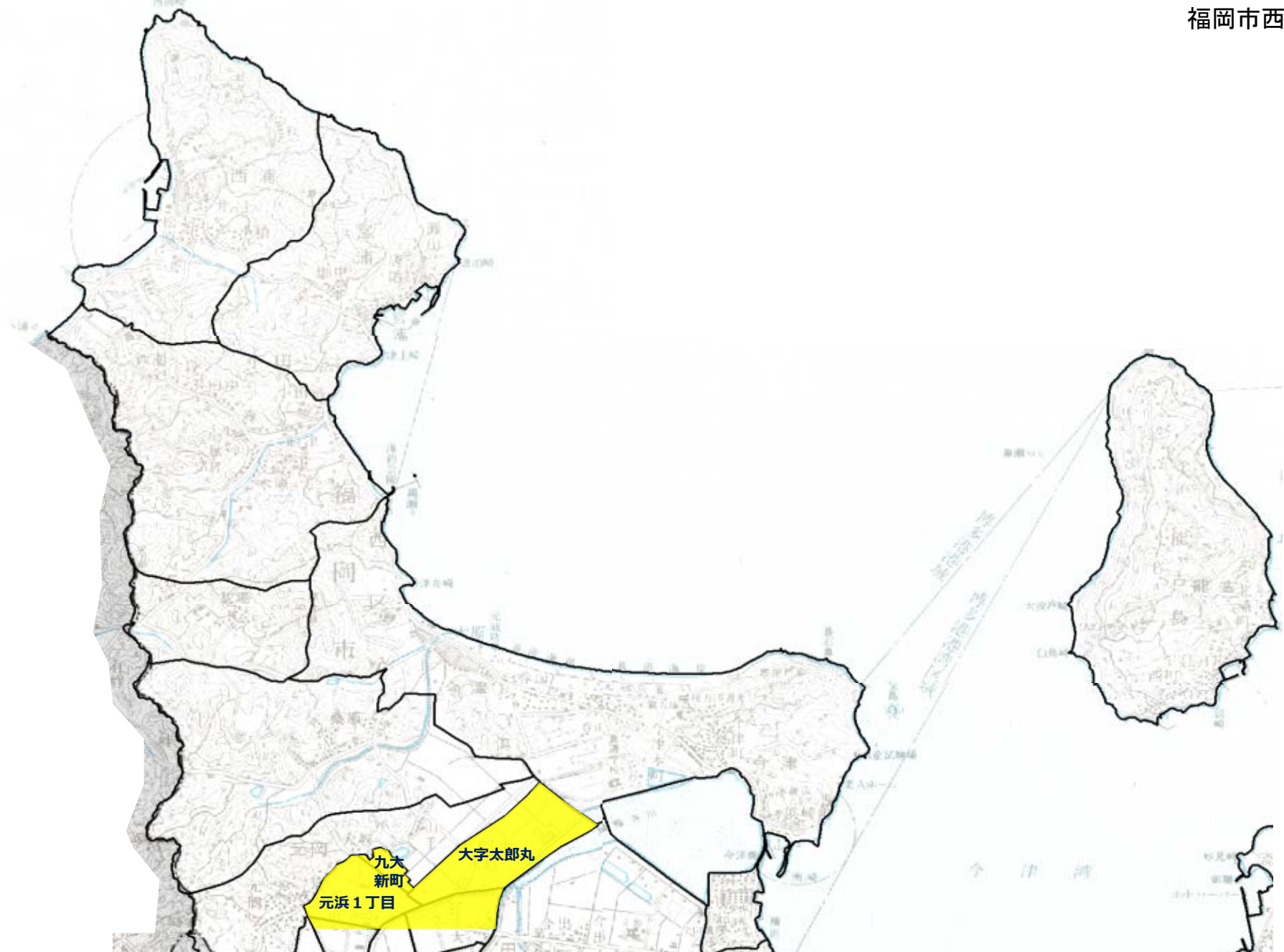


ここに記載された地区は、埋蔵文化財包蔵地外ですので、文化財保護法にかかる事前手続きは不要です。  
(ただし、都市計画法第32条や採石法に基づく協議が必要な事業は、事前協議が必要です。)

※地図は変更される可能性がありますので、必ず最新の情報をご確認ください。

福岡市経済観光文化局埋蔵文化財課  
最終更新日 令和2年10月5日



ここに記載された地区は、埋蔵文化財包蔵地外ですので、文化財保護法にかかる**事前手続きは不要**です。  
(ただし、都市計画法第32条や採石法に基づく協議が必要な事業は、事前協議が必要です。)

※地図は変更される可能性がありますので、必ず最新の情報をご確認ください。

福岡市経済観光文化局埋蔵文化財課  
最終更新日 令和2年10月5日